

諮問（情）第 68 号

## 答 申

**第 1 審査会の結論**

札幌市営地下鉄各線仕業表等に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市交通事業管理者（以下「処分庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は妥当である。

**第 2 審査請求に至る経緯****1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 1 日付けで、処分庁に対し、本件請求を行った。

**2 原決定及び非公開部分****(1) 原決定**

処分庁は、次の文書（以下「本件文書」という。）を特定し、令和 2 年 4 月 10 日付けで原決定を行った。

- ア 南北線仕業表（平日、土日祝、年末年始特別 1 及び特別 2、豊平川花火大会用）
- イ 東西線仕業表（平日、土日祝、年末年始特別 1 及び特別 2）
- ウ 東豊線仕業表（平日、土日祝、年末年始特別 1 及び特別 2、ドーム特別輸送用（平日 5NR6））
- エ ダイヤ関係に関する制約等（乗務関係分）

**(2) 非公開部分**

原決定において非公開とした部分は、次の部分である。

- ア 各線仕業表中、運転時分、停車時秒及び駅名が分かる部分
- イ 各線仕業表中、出庫、入庫、出入庫時刻、留置場所及び留置番線が分かる部分
- ウ 各線仕業表中、進行方向が分かる部分
- エ ダイヤ関係に関する制約等（乗務関係分）中、留置場所が分かる部分

**3 審査請求**

審査請求人は、原決定を不服として、令和 2 年 5 月 20 日、札幌市長（以下「諮問庁」という。）に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、

審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

原決定を取り消し、留置番線を除く非公開部分（以下「本件非公開部分」という。）を公開するとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 各線仕業表中、運転時分、停車時秒及び駅名が分かる部分については、交通局名で一部公開されている。また、以前公文書公開請求をした際に交付された文書により確定が可能である。
- (2) 各線仕業表中、出庫、入庫、出入庫時刻及び留置場所が分かる部分についても上記(1)と同様である。
- (3) 終着時間が他の公文書と異なる。
- (4) 非公開とすることについて、処分庁のリスクについては理解できるが、担当者によって考え方・範囲が異なり、統一見解が不明である。
- (5) 非公開とすることについて、全国的な取扱いは処分庁の責任で判断するものであり、審査請求人の責任ではない。
- (6) 原決定について、仕業表の一部・運転時分・停車時秒は、インターネットに掲載されている処分庁職員の紹介記事において、処分庁からのデータが公開されている。公開された文書や、交通局の公示入札仕様書などから、かなりの部分が推定できる。

### 第4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁における主要事業である地下鉄（高速電車事業）は、1日約63万人が乗車する公共大量輸送機関として、利用する市民の安全を最優先としている。このため、列車の位置が特定できる情報をはじめ、テロ行為その他犯罪に使用される可能性がある等、保安上のリスクがある情報については非公開としている。
- (2) 処分庁が各駅等に掲示する時刻表は、秒数単位を端数切捨て処理しているため、当該時刻表を用いることにより秒単位の高い精度で列車の特定を行うことはできない。
- (3) 少なくとも処分庁と同様の情報公開制度がある公営の地下鉄事業者において、現

行のダイヤデータを公開している事業者はない。

- (4) 本件文書のうち、仕業表は地下鉄乗務員の勤務シフト表に相当するものであり、複数の仕業表を組み合わせることによって、車両基地を出庫してから入庫するまでの列車の動きが一目瞭然となる。
- (5) 仕業表に記載されている「駅名」をもとに、列車の走行方向を把握することで、夜間に列車に留置する駅が分かるほか、「運転時分（駅間走行時分）」及び「停車時秒」により任意の列車の特定について秒単位の高い精度で行うことが可能となり、列車の在線位置もほぼ明確となる。
- (6) 以上の理由から、車両に対し何らかの妨害行為を企図する者がこれらの情報を入手すると、妨害行為を行う場所や時刻を絞り込み、被害規模がより大きくなるような列車に狙いをつけることが容易に可能となるため、条例第7条第3号に該当することから、原決定は適正である。
- (7) 審査請求人は、過去に交通局で一部公開されていることや以前請求した文書により確定が可能であることをもって違法と主張するが、処分庁においては、これまで本件文書と同様の文書について公開したことは一度もなく、このことを根拠として全部公開した場合、保安上の問題が生じないことにはならない。
- (8) 審査請求人は、担当者によって考え方・範囲が異なり、統一見解が不明である旨主張するが、処分庁においては、公文書公開請求に係る非公開情報について統一的な判断基準を定めており、担当者によって考え方・範囲が異なることはない。
- (9) 審査請求人は、全国的な取扱いについては処分庁の責任で判断するものであり、審査請求人の責任ではない旨主張するが、地下鉄事業は公共性が非常に高く、市民の安全性を第一とする事業であることから、国や他都市の取扱い等も踏まえて慎重に判断を行うべきという処分庁の考え方を述べたものに過ぎない。
- (10) 審査請求人が主張するインターネット上のデータ及び審査請求人に公開した文書のいずれもダイヤデータの一部の情報に過ぎないため、本件非公開部分を公開する理由にはならない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件文書について

本件文書は、処分庁が作成した南北線、東西線及び東豊線全線の仕業表（平日、土日祝等）並びに仕業表の作成に当たっての制約等が記載された文書である。

仕業表とは、地下鉄乗務員の勤務シフト表に相当し、各地下鉄乗務員が当日乗務する全列車に係る1日のスケジュールが記載されたものである。

当審査会で本件文書を見分したところ、処分庁が非公開とした部分として、仕業表には駅名のほか、駅間の運転にかかる時間、車両留置場所からの出庫・入庫時刻及び各駅での停車時間等が秒単位で記載されており、仕業表の作成に当たっての制約等が記載された文書には、地下鉄の留置場所が分かる内容が記載されていることが確認された。

## 2 非公開情報該当性について

本件非公開部分について、審査請求人は条例第 7 条第 3 号の非公開理由に該当しないと主張しているのに対し、処分庁は非公開理由に該当すると主張していることから、これら主張の当否について検討する。

### (1) 条例の規定について

条例第 7 条第 3 号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」は公開しないことを定めたものである。

### (2) 本件非公開部分について

本件非公開部分は、駅名、運転時分、停車時秒、地下鉄の出入庫時刻及び留置場所等が分かるものであり、当該部分を公にすると、複数の仕業表を組み合わせることによって、車両留置場所を出庫してから入庫するまでの列車の動きが一目瞭然となることが認められる。また、本件非公開部分が公になった場合、特定の列車の動きのみならず、列車同士がすれ違う時刻及び複数の列車が同時に留置されている場所や時間帯等を特定することが可能となる。

安全な車両の運行、管理の確保は公共交通機関にとって何より重要な目的の一つであるが、運行、管理に関連する詳細な情報が公開され一般に流布することになれば、こうした公共交通機関の目的の達成に支障が生じるような妨害行為の遂行を容易にし、かつ、かかる行為を原因とする被害が大規模なものになるおそれがあると認められる。

よって、本件非公開部分は、公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 3 号に該当し、非公開とすることが妥当である。

## 3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 8月 26日	諮問書、処分庁の一部公開決定理由説明書等を受理
令和2年 8月 31日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和2年 9月 8日	審査請求人の意見書を受理
令和2年 10月 13日 (第183回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
令和3年 2月 19日 (第185回審査会)	処分庁からの事情聴取、審査請求人の口頭意見陳述及び審議
令和3年 3月 23日	答申